

建築確認申請等手数料一覧

区 分			手数料 (元. 10. 1～)			
			円			
確認申請	① 法第6条第1項の規定による確認申請に対する審査又は法第18条第2項の規定による通知に対する審査（いずれも法第87条第1項において準用する場合を含む。）	床面積の合計が30平方メートル以内	(ア) 法第6条の4第1項各号に該当する建築物 (イ) (ア)以外のもの	6,000 10,000		
		床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内	(ア) 法第6条の4第1項各号に該当する建築物 (イ) (ア)以外のもの	11,000 16,000		
		床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内	(ア) 法第6条の4第1項各号に該当する建築物 (イ) (ア)以外のもの	16,000 27,000		
		床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内	(ア) 法第6条の4第1項各号に該当する建築物 (イ) (ア)以外のもの	27,000 50,000		
		床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内	(ア) 法第6条の4第1項各号に該当する建築物 (イ) (ア)以外のもの	42,000 67,000		
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内		98,000		
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内		210,000		
		床面積の合計が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内		350,000		
		床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの		610,000		
		② 法第87条の4において準用する確認の申請に対する審査（建築設備への準用）	確認を受けた建築設備の計画を 変更 して設置する場合	小荷物専用昇降機	5,000	
	上記以外（エレベーターなど）			9,000		
	上記以外（建築設備 新設 ）		小荷物専用昇降機	9,000		
			上記以外（エレベーターなど）	12,000		
	③ 法第88条第1項及び第2項において準用する確認の申請に対する審査（工作物への準用）	確認を受けた工作物の計画を変更して設置する場合		7,000		
		上記以外（工作物 新設 ）		12,000		
	完了検査	④ 法第7条第1項の規定による検査又は法第18条第16項の規定による通知に対する検査	ア 法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物（法第7条の3第5項の 中間検査合格証の交付を受けたもの に限る。）		11,000	
			床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内		17,000	
			床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内		22,000	
			床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内		32,000	
床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内				52,000		
床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内				71,000		
床面積の合計が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内				140,000		
床面積の合計が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内				220,000		
床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの				440,000		
イ ア以外の場合（ 中間検査 を受けていないもの）			床面積の合計が30平方メートル以内	(ア) 法第7条の5に該当する建築物 (イ) (ア)以外のもの	13,000 14,000	
		床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内	(ア) 法第7条の5に該当する建築物 (イ) (ア)以外のもの	15,000 18,000		
		床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内	(ア) 法第7条の5に該当する建築物 (イ) (ア)以外のもの	20,000 22,000		
		床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内	(ア) 法第7条の5に該当する建築物 (イ) (ア)以外のもの	26,000 32,000		
		床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内	(ア) 法第7条の5に該当する建築物 (イ) (ア)以外のもの	44,000 54,000		
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内		76,000		
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内		150,000		
		床面積の合計が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内		230,000		
		床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの		460,000		
		⑤ 法第87条の4において準用する完了検査	小荷物専用昇降機		11,000	
			上記以外（エレベーターなど）		19,000	
		⑥ 法第88条第1項及び第2項において準用する完了検査	工作物		14,000	
		中間検査	⑦ 法第7条の3第2項の規定による 中間検査	中間検査を行う部分の床面積の合計が30平方メートル以内のもの		15,000
				床面積合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの		18,000
				床面積合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの		24,000
				床面積合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの		32,000
				床面積合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの		50,000
床面積合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの					71,000	
床面積合計が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの				150,000		
床面積合計が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの				240,000		
床面積合計が5万平方メートルを超えるもの				500,000		